

## 改正の必要性

- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第109条及び第110条において、基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)は総務省令で定める方法により、ユニバーサルサービス制度における交付金及び負担金の額の算定をすることとされており、適格電気通信事業者(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)は総務省令で定める方法によりその算定のための資料となる基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額等を支援機関に届け出ることとされている。
- 適格電気通信事業者は、設備管理部門の原価を算出するに当たって、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。)第15条に基づき資産及び費用を年度ごとに整理することとされている。この整理の方法は、資産にあっては算定規則別表第6(正味固定資産価額算定方法)、費用にあっては算定規則別表第8第1(費用算定方式)等に定められている。これらは、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能、中継交換機能等の電話網等に係る接続料の算定方法等を定める接続料規則(平成12年郵政省令第64号)別表第2の1(正味固定資産価額算定方法)及び別表第4の1(費用算定方式)と同じ内容を採用しており、いずれも長期増分費用(LRIC)方式に基づき算定されている。
- 総務省は、情報通信行政・郵政行政審議会から、「接続料規則等の一部改正(平成22年11月16日付け諮問第3026号)」について答申を受けたことを踏まえ、LRICモデルの第四次モデルから第五次モデルへの改修に伴う算定方法の一部変更等に伴い、接続料規則別表第2の1及び別表第4の1等について、所要の規定整備を行った(接続料規則の一部を改正する省令(平成23年総務省令第1号))。
- **現行の算定規則別表第6及び別表第8第1は、LRICモデル(第四次モデル)に対応した規定となっているところ、上記の接続料規則の一部を改正する省令の公布・施行を踏まえ、平成24年度以降の交付金の算定に、接続料と同様に第五次モデルを適用するために、第五次モデルを反映させる改正を実施する。**

## 改正案

**接続料規則の一部を改正する省令(接続料規則別表第2の1及び別表第4の1の改正)と同様の改正(正味固定資産価額の算定方法及び費用算定方式の一部改正)を行う。具体的な改正内容は以下のとおり。**

別表	項目	改正内容
別表第6 (資産)	正味固定資産価額の算定方法	平成19年度税制改正(残存価額の廃止、償却可能限度額の廃止)の反映
	加入者交換機等の設置基準	加入者交換機と遠隔収容装置の設置基準の変更
	加入電話回線数の算定方法	加入電話回線数の入力値をMA別から収容ビル別へ変更
	衛星通信設備量の算定方法	トランスポンダ数の算定における端数処理の方法を変更
別表第8第1 (費用)	減価償却費の算定方式	平成19年度税制改正(残存価額の廃止、償却可能限度額の廃止)の反映
	施設保全費の算定方式	○加入者交換機の施設保全費の算定方式を直線回帰から二次関数による回帰に変更 ○これに伴い加入者交換機に係る監視設備の施設保全費の算定方式を変更